

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債権：移動平均法による原価法を採用します。
ただし、債券金額と異なる価額で取得した債券で、
当該差額が金利の調整と認められるものは、
金額に重要性が乏しいものを除き、償却原価法によることとします。

その他の有価証券

時価のあるもの：決算日の市場価額等に基づく時価法
(売却原価は移動平均法により算定) によっております。
時価のないもの：移動平均法による原価法によっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式により処理しています。

(3) 適用する会計基準

「令和6年12月20日 内閣府公益認定委員会」による
公益法人会計基準の運用指針7に基づき、
「平成20年4月11日 内閣府公益認定委員会」による公益法人会計基準を採用しております。

2. 次期繰越収支差額の内容は、次の通りであります。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金	264,418	298,935
普通預金	37,148,103	29,218,401
合 計	37,412,521	29,517,336
次期繰越収支差額	37,412,521	29,517,336

3. 公益目的取得財産の増減及びその残額は、次の通りであります。

(単位：円)

科 目	前期末残高	過年度誤謬額	当期増減額	当期末残高
公益目的取得財産残額	1,441,199,229	179,496,146	6,969,200	1,627,664,575

※ 過年度において公益目的取得財産残高の記載内容に誤りが発生しており、
過年度誤謬額として前期末残高の金額を修正しております。
なお、当該誤謬が財務諸表に与える影響はありません。